



環 評 審 第 17 号  
令 和 4 年 9 月 26 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会  
会 長 宮 城 邦 治



恩 納 通 信 所 跡 地 リ ゾ ー ト 計 画 に 係 る 事 後 調 査 報 告 書 の 審 査 に つ い て ( 答 申 )

令 和 4 年 7 月 22 日 付 け 沖 縄 県 諮 問 環 第 7 号 で 諮 問 の あ っ た み だ し の こ と に つ い て、 別 添 の と お り 答 申 し ま す。



## 恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書に対する答申

本事業は、恩納通信所跡地を利用したリゾートホテルを中核としたまちづくりを目的としている。

本事業実施区域（以下「本区域」という。）の周辺は、学校等の特に配慮が必要な施設が存在するほか、沖縄海岸国定公園の特別地域及び普通地域に指定されており、本区域の沿岸部には多くの貴重な植物種や植物群落が存在し、「自然環境の保全に関する指針[沖縄島編]（平成10年3月、沖縄県）」において、「自然環境の厳正な保護を図る区域（ランクⅠ）」と評価されている。また、本区域の南側にある屋嘉田潟原は「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（平成28年4月、環境省）」に選定されるなど、自然環境が豊かな場所である。

さらに、本区域に接する海岸沿いの樹林帯は森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林となっていることから、造成に当たってはこれら保安林や残存緑地（以下「海岸林」という。）への影響の回避が求められるなど、事業の実施に伴う周辺の生活環境及び自然環境への影響については、十分な配慮が必要である。

加えて、海岸林を横断するアクセスルートを整備する計画としているが、維持管理や立ち入りにより林床が踏み荒らされるなどした場合、海岸林の質の低下に繋がることとした専門家の意見もあることから、整備に当たっては、これら海岸林の保全のために慎重に工事を実施する必要がある。

なお、本事後調査報告書（以下「本報告書」という。）で示された造成計画、施設計画は、評価書時点から変更されているが、評価書に示された環境保全措置は、変更前の計画を前提とした環境影響評価結果を基に検討されたものであることから、計画を変更する場合には、変更に伴い影響を受けると考えられる項目について環境影響評価を実施させた上で、適切に環境保全措置を講じさせる必要がある。

については、事業の実施に伴い、陸域、海域動植物等の生息・生育状況等の自然環境への影響が懸念されることから、環境負荷を可能な限り低減させ、本区域及びその周辺の生活環境及び自然環境の保全に万全を期すため、下記に掲げる事項に基づき、環境保全措置を講じさせるとともに、適切に事後調査を実施させること。

## 記

### 1 総論

#### (1) 報告書の作成について

本報告書の調査期間は令和2年11月から令和3年10月となっているが、県に送付されたのが、令和4年7月となっている。

知事は、事後調査報告書の内容を基に環境の保全のための適正な配慮を求めるか検討

し、さらに事業者は、事後調査報告書に対する環境保全措置の要求を遅滞なく当該年度の事後調査及び環境保全措置の内容に十分反映させる必要があることから、事後調査報告書は作成後、速やかに県へ送付させること。

(2) 環境保全措置の検討結果の整理について

評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合または事後調査の結果の検討に基づき必要となった環境の保全のための措置については、沖縄県環境影響評価技術指針第4章 15 の(2)に掲げる内容について整理させ、事後調査報告書に記載させること。

(3) 慎重な工事の実施について

本事業の準備書及び評価書に対する知事意見において、本区域周辺の海岸林であるアダダン群落に対する直接的な影響を回避する事業計画とするよう意見を述べているが、造成計画の変更により環境保全措置が検討されないまま評価書時よりも伐採範囲が広がっており、事業による影響が懸念される状況となっている。

については、これら伐採箇所については必要な環境保全措置を実施させること。また、今後整備が予定されているとする海岸林を横断するアクセスルートについては、伐採面積を可能な限り小さくさせること。

(4) 計画変更に伴う対応について

本事業の1工区の造成工事は既に終了しているが、実際の造成は評価書で示された設計とは異なり、造成計画変更により、本区域境界の一部に擁壁が設置されている。また、施設計画についても、評価書時点で計画の無かった建物の高さ40mのコンドミニアム2棟を建設する計画となっている。しかしながら、予測の前提としている計画に変更が生じているにもかかわらず、評価書時点の環境保全措置の変更について具体的な検討は示されていないことから、実施した環境保全措置、今後予定している環境保全措置が計画変更後も適切なものなのか判断できない。

については、造成により設置された擁壁や盛土に関する詳細な平面図や縦横断図等を次回の事後調査報告書に記載させるとともに、計画の変更に伴い影響を受けると考えられる景観や水の汚れなどの項目について環境影響評価を実施させ、その結果に基づき適切な環境保全措置を実施させること。また、新たに設置することになった高い擁壁については、設置することで風害の発生が懸念されることから、予測及び評価を行わせ、必要な環境保全措置を講じさせること。

(5) 事業者の役割について

造成工事については1(3)のとおり伐採範囲が広がっており、環境保全措置について

も、2 (2)、(3)、(4)に示すとおり、環境保全措置が適切に行われていない状況が確認されている。

については、事業者として自主的にかつ積極的に環境の保全に適正な配慮を払い、自らの事業に係る環境影響をできる限り回避し低減すること等の役割を徹底させること。

また、事業者による施工業者への環境教育を行わせ、事業の影響を回避・低減させるよう積極的に働きかけさせること。

#### (6) 中水利用計画について

当初計画では、ホテル施設で中水を利用するとしていたが、本報告書において1工区では中水の使用はないとしている。中水を利用することにより、1) 水不足への対策、2) 排水量削減による下水道負担の軽減、及び河川、湖などの水質保全、3) 水資源の有効利用を促すための節水対策、4) 水道の給水制限時などに生活支障軽減、5) 非常時の防災用水の確保等の効果が考えられる(国交省 HP より)ことから、積極的な利用を検討させること。

## 2 各論

### (1) 騒音、振動について

ア 本区域に隣接する住居の移転に伴い、騒音及び振動の事後調査地点を恩納村ふれあい体験センターに変更し、工事の影響は小さいとしているが、評価書で予測した時期や建設機械の配置・台数・距離が、ふれあい体験センター周辺における騒音・振動のピークを捉えた時期となっているか不明である。

また、ふれあい体験センターに移動した調査地点周辺には擁壁が設置されたことで、騒音の回折に伴う減衰が起こるなど、事業の影響が適切に把握できないおそれがある。

については、1工区における建設工事の事後調査地点や調査時期としての妥当性を明らかにさせるとともに、適切な時期において事後調査を実施させ、必要に応じ追加の環境保全措置を講じさせること。

イ 本事業については、1工区以外の工区については、計画はまだ決定していないとしている。事業者との質疑応答において、1工区のみで工事が終了する場合、利用車両の減少が予測されるため、生活環境への影響が小さくなると考えられるとして、環境保全措置としていた排水性舗装の敷設は実施しないとしているが、影響が小さくなるとした科学的・合理的根拠が示されていない。

については、1工区のみで工事が終了した際の騒音の再予測を行わせ、排水性舗装を不要とする根拠を客観的に示させた上で、次回の事後調査報告書に環境保全措置の検討結果を記載させること。

## (2) 赤土等による水の濁りについて

1 工区は琉球石灰岩層における造成工事であったことから、赤土等の濁水は沈殿池で全て浸透処理できたとしている。また、小堤工などの各種対策工の効果により、周辺の河川や海域への赤土等の流出はなかったとしている。しかし、本報告書では本来設置されるべき赤土等流出防止柵が設置されていないこと等により、海岸林内への赤土等の流入が報告されている。

このため、環境保全措置を確実に実施させるとともに、必要に応じ追加の環境保全措置を講じさせること。

## (3) 陸域植物について

重要な植物種の生育状況の調査地点のうち St. 9 のアダン群落については、一部個体に枝枯れなど、生育状況の悪化が確認されている。また、新たに出現した林縁部の調査地点のうち本区域北西側に設定した定点③の海岸林において、低木層植被率の低下が確認されているが、これらは季節風や台風の影響として事業の影響は確認されなかったとしている。しかし、本報告書において、防風ネットの未展開や赤土等流出防止柵の未設置による林内への赤土等の流入により林床が赤土等で覆われていることが報告されており、さらに計画外の伐採が行われたことで季節風の影響を受けて植被率の低下に繋がった可能性がある。

については、植被率の低下に関する事業の影響について再度検討させること。また、本区域周辺のアダン群落は幅が狭く、改変することで群落の維持に影響が及ぶことが評価書における知事意見でも述べられていることから、これら群落への事業の影響をより回避・低減させるよう、環境保全措置を確実に実施させるとともに、アダン群落の早期再生などの追加の環境保全措置について実施させること。

## (4) 陸域動物について

オカヤドカリ類について、適切に環境保全措置を実施したことから事業の影響は回避・低減されたとしているが、進入防止柵や防風・遮光・防じんネットの設置・補修等の遅延があったこと、令和3年7月の調査時にはムラサキオカヤドカリ152個体が区域内で確認され、他の調査時においても複数個体確認されていることから、事業の影響は回避できたとする事業者の考察については、合理性を欠いている。

については、進入防止柵や防風・遮光・防じんネットの適切な設置、工事開始前の確認など、環境保全措置を確実に実施させること。